

日新信用金庫セミナー

事業承継税制の 特例について

平成31年2月22日(金)

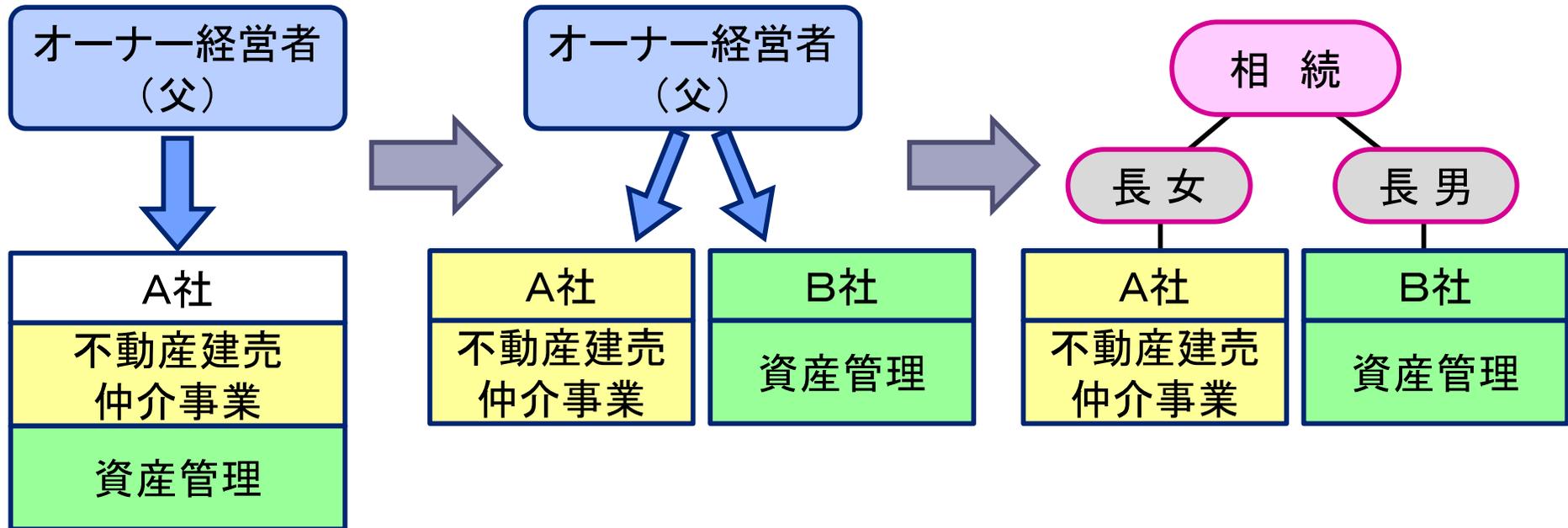


ひょうご税理士法人

代表社員税理士
公認会計士

妹尾 芳郎

私自身の事業承継の実例



- ① 株価が高かったが、相続対策を一切しなかったため、相続税の負担が高く、相続税の納税を相続財産から捻出すると、配偶者の老後資金、長女への分割のバランスを欠くことになり、長男がすべて納税資金を負担した。
- ② 遺言書も、生前贈与も、生命保険も、株価対策もまったく手つかずの状態。
唯一、生前に会社分割をしていたので、幸い、争族にはならなかった。

親族内承継の取り組むべき課題

現状分析 (ギャップ分析)	対 策		経営承継法
	その1 経営そのものの承継	その2 資産の承継	
① 後継者と現 経営者の抱 く事業の将 来像の把握 ② 事業の現状 と将来像の ギャップ分析	① 経営理念・経営ビ ジョンの承継 ② 経営者としての自 覚と醸成と能力 の開発 ③ 関係者の理解と 協力	① 分割対策 ② 相続税評価引 下げ対策 ③ 納税資金対策	① 遺留分に関する民法の特例・・・× ② 金融支援・・・△ ③ 贈与税の納税猶予制度・・・△ ④ 相続税の納税猶予制度・・・△ ⑤ 事業承継税制の特例創設 (H30年1月1日から10年間)・・・○
	分割対策	相続税評価引下げ対策	納税資金対策
	① 公正証書遺言の活用・・・◎ ② 遺留分・・・○ ③ 遺留分に関する民法の特例 ・・・△ ④ 生命保険金・・・◎ ⑤ 死亡退職金・・・○ ⑥ 養子縁組・・・△	① 生前贈与・・・◎ ② 暦年課税・・・◎ ③ 相続時精算課税制度 ・・・△ ④ 役員退職金・・・◎ ⑤ 小規模宅地等の特例 ・・・◎ ⑥ 中小企業投資育成 会社の利用・・・△ ⑦ 従業員持株会・・・△	① 生前贈与・・・◎ ② 金庫株・・・△ ③ 役員退職金・・・○ ④ 生命保険金・・・◎ ⑤ 延納・・・△ ⑥ 物納・・・× ⑦ 小規模企業共済・・・◎ ⑧ 事業用資産の法人化・・・○

非上場株式の原則的評価方式・・・大別して2つ

原則的評価方式には、類似業種比準方式と純資産価額方式がある

類似業種比準方式

1株当りの類似業種比準価額 =

いずれも会計ベースではなく、法人税法の所得金額ないし純資産額による

$$\text{類似業種の平均株価} \times \frac{\text{配当比準値} + \text{利益比準値} + \text{純資産(簿価)比準値}}{3} \times \text{斟酌率}$$

※ 斟酌率・・・大会社0.7 中会社0.6 小会社0.5

「類似業種比準株価」は、事業の種類が同一または類似する複数の上場会社の株価の平均値
各「比準値」は、各項目における《1株当りの対象会社の数値 / 当該複数の上場企業の数値の平均値》

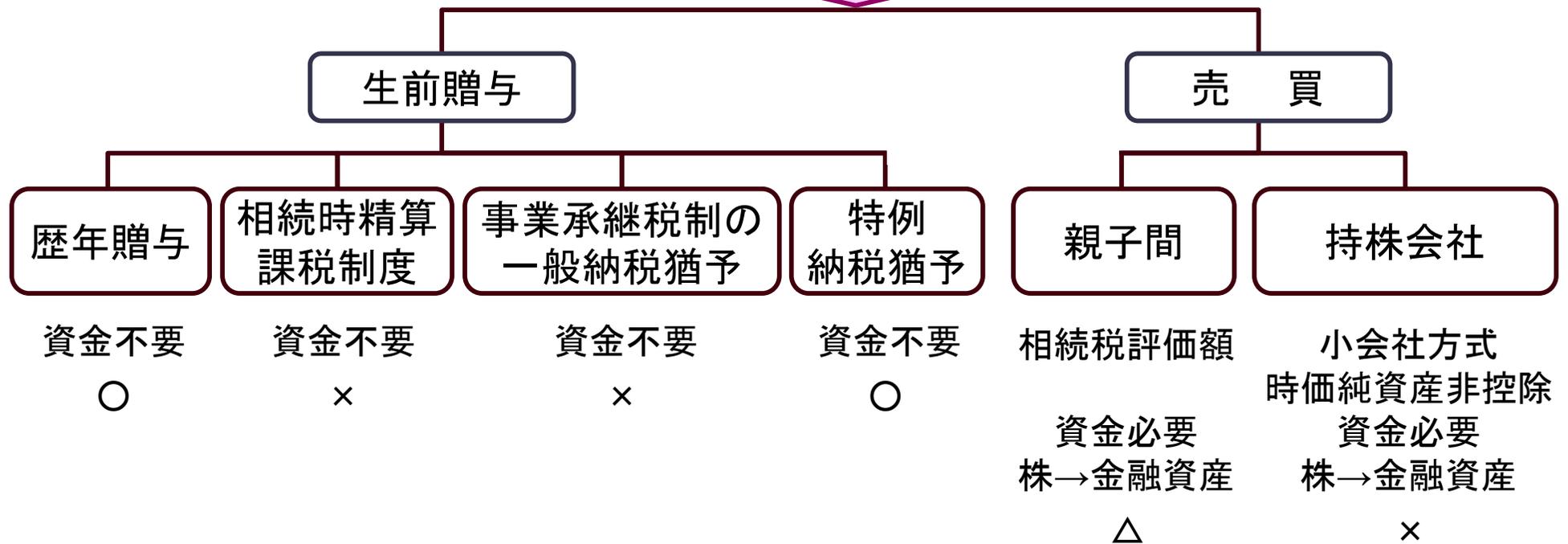
純資産価額方式

$$1 \text{株当りの純資産価額} = \frac{\text{純資産(帳簿価額)} + \overset{\text{※1}}{[\text{含み益} \times (1 - 37\%)]}}{\text{発行済株式数}}$$

※1 相続税評価額と帳簿価額による純資産価額の差額の37%相当額(H28.4.1以後の相続・贈与に適用)
マイナスの場合は「0」

株価対策

株価引下げ対策後



理想形

事業承継のタイミング = 経営の承継 = 株価引下げ ⇒ 資産の承継
(例: 役員退職金の支給)

生前贈与か相続対策の王道

		歴 年 課 税	相 続 時 精 算 課 税
贈与する人		誰からでもOK	60歳 以上の親
受ける人		誰でもOK	20歳以上の子・ 孫
贈与税	非課税枠	贈与を受ける人ごとに 年間110万円	贈与をする人ごとに相続開始まで 原則2,500万円
	計 算	(贈与額－110万円) × 累進税率 (直系尊属から20歳以上の子・孫への贈与については優遇)	(贈与額－2,500万円) × 20% 一律税率
	計算期間	1月1日から12月31日	贈与をした年から相続開始まで
	申 告	① 非課税枠内は申告不要 ② 居住用財産の配偶者控除と非課税枠を超えた場合、翌年の2月1日から3月15日までに申告必要	制度を選択する場合は、非課税枠内でも贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに申告必要
相続税	計 算	相続開始前3年以内の贈与は加算(配偶者控除は除く)	この制度で贈与したすべての財産は相続時に加算
	評 価	贈与時の価額で評価され、上記の加算がされる	
	控 除	贈与税額控除がある	
	還 付	なし	あり
メリット		① 相続財産を減らすため節税になる ② 長期間にわたり贈与し続ければ節税効果は大きくなる	① 一度に多額の資産を移転 ② 価額を固定化し、将来の価額上昇の影響を除外
デメリット		① 短期間で多額の贈与はできない(納税負担が重い) ② 贈与の客観的証拠を残すことが煩雑	① 歴年贈与が適用できなくなる ② 贈与時の価額から下落すると下落分が余分な納税負担となり問題

株式の承継にあたってのポイント

1. 経営の承継と株式の承継を計画的に取り組む
2. 会社の財務内容をできるだけ悪化させずに株式の承継を行う
 - ① 退職金の支給
 - ② 金庫株の買取
 - ③ 個人の事業用財産の買取これらの影響
3. そのためには、生前贈与制度の歴年贈与がまず基本
中長期的かつ計画的な贈与
4. 株価が高く 暦年課税制度の贈与税の負担が大きい
 - ① 相続時精算課税制度の利用
 - ② 特例事業承継税制
 - a) 暦年課税
 - b) 相続時精算課税制度
5. 株式の承継だけでなく 他の相続人への配慮
 - ① 遺言書
 - ② 遺留分
 - ③ 生命保険金
 - ④ 代償金

特例事業承継税制 <設例>

設例	現在の相続財産 10年後の相続財産 10年後に父が死亡 相続人は長男・長女の2人	3億円(うち自社株1.5億円) 4億円(うち自社株2.5億円)
【ケース1】 何もしない	10年後の相続税の総額 1億920万円	
【ケース2】 特例措置 (100%猶予)	①相続時精算課税制度1.5億円に対して、贈与税の特例税率猶予2,500万円(参考 暦年課税7,549.5万円) ②死亡時に相続税の特例税率猶予を適用 相続税総額 6,920万円 うち長男 3,460万円の特例税率猶予でゼロ 長女 3,460万円	
【ケース3】 生前の株価 対策後 ケース2	①自社株評価 1億円に引下げ ②相続時精算課税制度で贈与税の特例税率猶予 1,500万円 ③死亡時に相続税の特例税率猶予 相続税の総額 4,920万円 長男は1,968万円 特例税率猶予でゼロ 長女は2,952万円 相続税	

相続税

(単位: 万円)

	【 ケース1 】 何もしない		【 ケース2 】 特例措置 (100%猶予)		【 ケース3 】 生前の株価対策後 ケース2	
	長男	長女	長男	長女	長男	長女
財 産	25,000	15,000	0	15,000	0	15,000
相続時精算 課税財産			15,000		10,000	
課税価格	25,000	15,000	15,000	15,000	10,000	15,000
相続税総額	10,920		6,920		4,920	
各人の税額	6,825	4,095	3,460	3,460	1,968	2,952
株式納税 猶予額			3,460		1,968	
納付税額	6,825	4,095	0	3,460	0	2,952

〈設例〉のポイント

1. 納税猶予は、あくまで猶予であって免除ではないこと
2. 納税猶予を受けるのかどうかにかかわらず、相続税の総額が変わらない
3. 相続税は累進税率であるので、株式対策をした後は相続税総額が下がり、株式を承継する相続人だけでなく他の相続人の相続税も下がる
また、株式対策後の納税猶予税額は減少する
4. 後継者は非上場株式を贈与し、対象株式だけを相続し、納税猶予を適用すれば相続税はかからない
5. 先代経営者の相続時には、贈与税の特例納税猶予を適用した価額をみなし相続財産として算入されるので、株価を下げるなどの生前相続対策が必要
6. 贈与税の特例納税猶予を適用するにあたって、历年課税または相続時精算課税のどちらかを選択するのか

新事業承継税制(特例事業承継税制)の創設

	事業承継税制(一般)	特例事業承継税制の創設 (10年間の時限措置)
適用期間	—	H30.1.1～H39.12.31
特例承継計画の提出・期限	不要	H30.4.1～H35.3.31までに 知事に提出必要
対象株式	発行済議決権株式総数の3分の2	撤廃
納税猶予割合	贈与税100% 相続税80%	贈与税100% 相続税100%
雇用確保要件	5年間平均80%維持	実質撤廃
贈与等を行う者からの承継	平成30年1月1日から代表者・ 筆頭株主以外からも可能	可能
複数承継の対象化	後継者1名のみ	代表者・議決権 上位3名まで 最大可能 ただし、10%以上の持株要件
経営環境変化に対応した減税制度	なし	あり
猶予期限の確定事由に該当した場合の納付金額	贈与時・相続時の相続税 評価額を基礎に計算	一定の要件を満たす場合、株式 の譲渡、合併または経営悪化時 の相続税評価額をもとに納付税 額を再計算し、猶予税額を下回る 場合には、差額を免除
相続時精算課税制度を選択できる 受贈者の要件	贈与者の直系卑属である 推定相続人または孫	特例後継者であれば 相続人以外でも可能

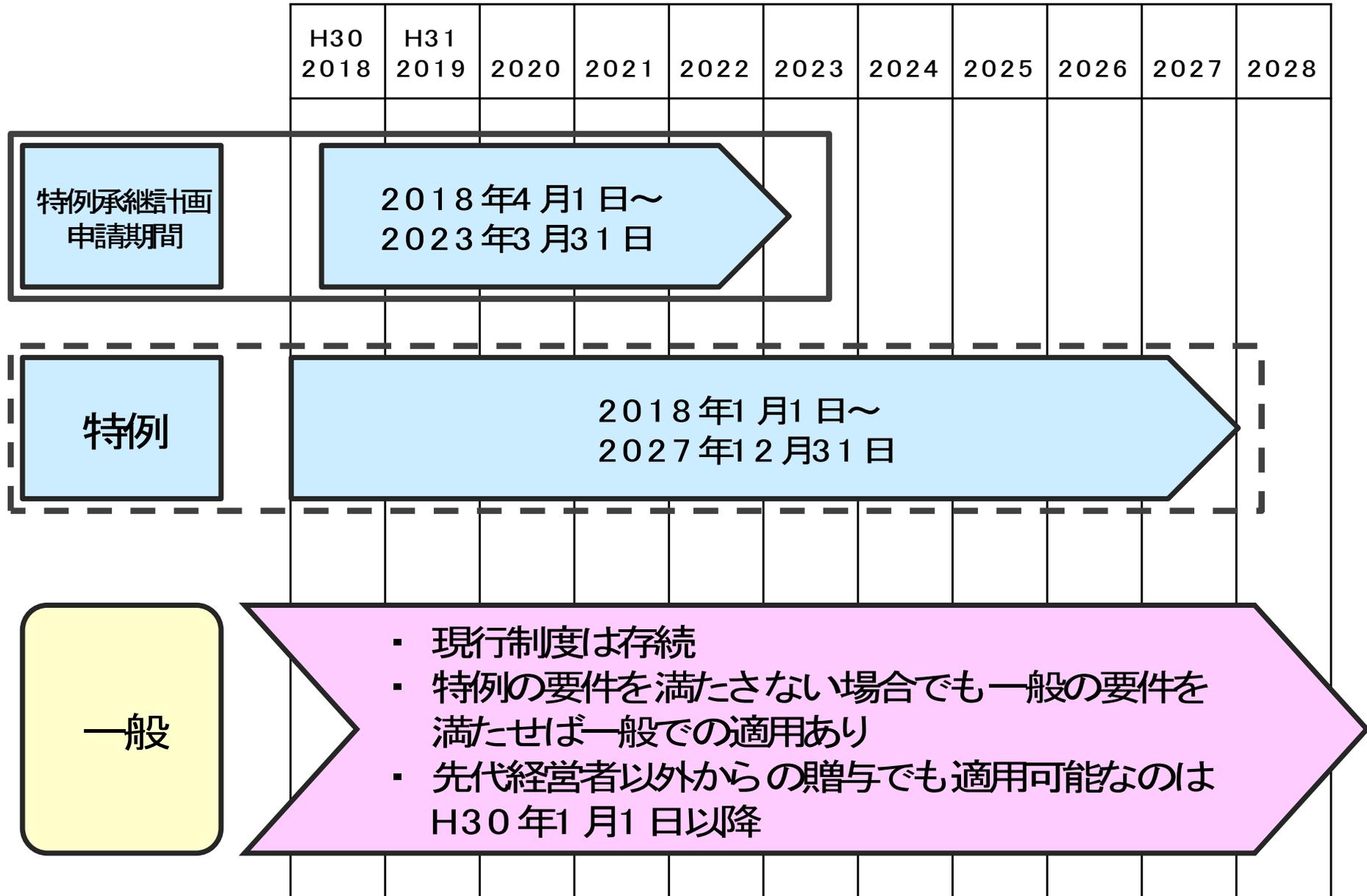
贈与時の要件

① 対象会社	② 後継者 (すべて贈与時)	③ 先代経営者
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者であること ただし、以下除く 上場会社 風俗営業会社 資産管理会社(除外規定あり) 	<ul style="list-style-type: none"> 会社の代表者であること 	<ul style="list-style-type: none"> 会社の代表者であったこと
	<ul style="list-style-type: none"> 本人および同族関係者で議決権総数の50%超を保有していること 	<ul style="list-style-type: none"> 本人および同族関係者で議決権総数の50%超を保有していること
	<ul style="list-style-type: none"> 同族内で筆頭株主になること (後継者1人を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 同族内で筆頭株主であったこと
	<ul style="list-style-type: none"> 20歳以上であること 	
	<ul style="list-style-type: none"> 役員の就任から3年以上経過していること 	

相続時の要件

① 対象会社	② 後継者	③ 先代経営者
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者であること ただし、以下除く 上場会社 風俗営業会社 資産管理会社(除外規定あり) 	<ul style="list-style-type: none"> 相続開始の日の翌日から5ヶ月を経過する日において、会社の代表者であること 	<ul style="list-style-type: none"> 会社の代表者であったこと
	<ul style="list-style-type: none"> 本人および同族関係者で議決権総数の50%超を保有していること(相続開始時) 	<ul style="list-style-type: none"> 本人および同族関係者で議決権総数の50%超を保有していること
	<ul style="list-style-type: none"> 同族内で筆頭株主になること(相続開始時) (後継者1人を想定) 	
<ul style="list-style-type: none"> 相続開始の直前において、会社の役員であること(被相続人が60歳未満で死亡した場合を除く) 		

特例事業承継税制のスケジュールリング



手続フロー

◆ 贈与税の納税猶予および免除



◆ 相続税の納税猶予および免除



期限確定事由(打ち切り事由)

先代
贈与
相続

申告期限

次世代承継



承継期間
(5年間)

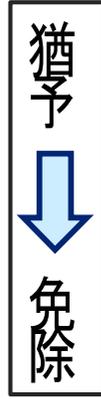
承継期間経過後
(6年目から免除事由まで)

◆ 主な期限確定(打ち切り事由)

- ・ 8割雇用要件を満たさなかったときに実績報告を行わなかった
- ・ 株式を譲渡した場合
- ・ 資産管理会社に該当したとき
- ・ 資本金・準備金を減少したとき(欠損填補目的等を除く)
- ・ 年次報告書や継続届出書の未提出等

◆ 主な期限確定(打ち切り事由)

- ・ 株式を譲渡した場合(一部除株元)
- ・ 資産管理会社に該当したとき
- ・ 資本金・準備金を減少したとき(欠損填補目的等を除く)
- ・ 継続届出書の未提出等



特例事業承継税制のポイント①

1. 納税猶予 ≠ 免除

あくまで贈与税・相続税の猶予であって、免除ではない。
免除事由に該当しなければ猶予が免除にならない。

2. 確定事由にならないようにする

猶予期間中に期限確定事由(打ち切り事由)が生じた場合には、多額の本税プラス利子税が生じるため、納税資金確保が必要となる。

3. 特例承継計画の提出(様式21 申請書)

会社は2023年3月31日までに特例承継計画を都道府県知事に提出して、確認書の交付を受けておくこと。これを忘れていると、この特例制度自体、適用できない。

そして、この計画は、認定経営革新等支援機関・金融機関・税理士・公認会計士等の指導および助言を受けることが必要。

4. 贈与時期・贈与対策など

後継者は、贈与税の特例納税猶予の適用を2027年12月31日までにしておかなければならない。

2027年12月31日までに贈与をしておけば、2028年1月1日以降、先代経営者が死亡しても相続税の特例納税猶予の適用を受けることができる。

特例事業承継税制のポイント ②

5. 株価引下げ対策

正確な株価を計算し、綿密かつ徹底した株価対策を行う。なぜなら、贈与税の特例納税猶予額だけでなく、先代経営者の死亡時に贈与時の評価額が、みなし相続財産に算入されるからである。

- ① 先代経営者の退職時期
- ② 先代経営者の退任に伴う退職金の算定および財源の確保
- ③ 今後5～10年間の利益計画に基づく株価予想
- ④ 株価引下げのための実態B/Sの見直し
- ⑤ 含み損の顕在化
- ⑥ 節税商品の検討
(生命保険・倒産防止共済・小規模企業共済等)

6. 贈与税の特例納税猶予について、相続時精算課税制度または暦年課税のいずれかを適用するか

〈相続時精算課税制度〉

贈与税特例納税猶予額は暦年課税よりも軽減されるが

- ① 値下がりのリスク → 業績悪化の場合の再計算特例
- ② 受贈者が先に死亡した場合のリスク

特例事業承継税制のポイント ③

7. 先代経営者以外の配偶者・第三者等の株式についても贈与税の特例納税猶予を検討する
8. 贈与があった年の翌年1月15日までに、認定申請書を都道府県庁に提出し、知事の認定を受ける
9. 交付を受けた認定書の写しを贈与税申告書に添付する
10. 特例納税猶予適用後、5年間(経営承継期間)は毎年1回、県庁に年次報告書および所轄税務署に継続届出書の提出が必要。
その後、3年に1回、税務署に継続届出書が必要となる。
いずれも未提出の場合は、期限確定事由(打ち切り事由)に該当する。

特例事業承継税制のポイント④

1.1. 他の相続人とのバランスを考える

未分割であれば、納税猶予の適用ができない

- ① 遺言書
- ② 遺留分
- ③ 遺留分の民法特例
- ④ 生前贈与

1.2. 分散してしまった株式の集約

① 相続人等に対する売渡請求

- 定款にその旨
- 請求期限
- 売買価格
- 財源規制

② 特別支配株式による株式等売渡請求

- ### ③ 少数株主からの買い取り請求は、裁判所に価格決定の申し立て → 公正な価格 ≠ 配当還元法

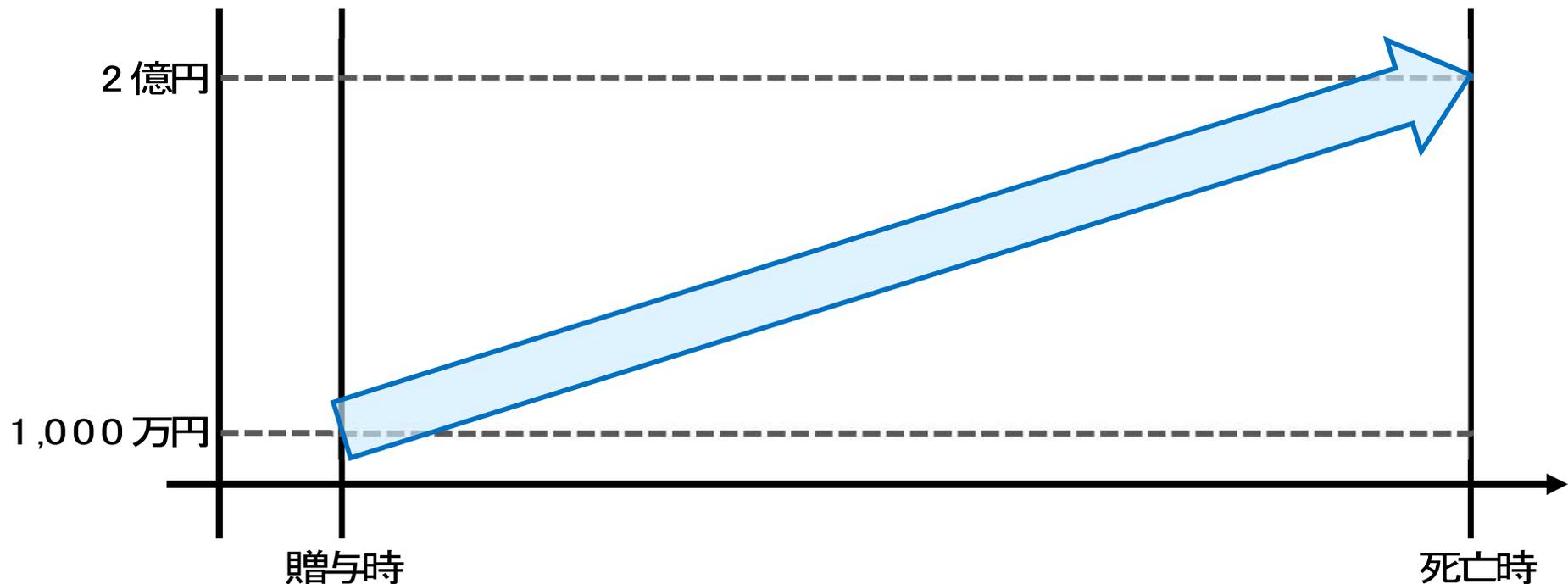
1.3. 名義株の整理

- 株主名簿の整理
- 確認書の入手

1.4. 担保提供

株券不発行会社としておけば、手続は簡単。
定款変更。

遺留分算定の構造



課税関係は贈与時の価格で処理されるが、遺留分は死亡時の価格(時価)で算定される。
(生前に贈与された株式は特別受益となるので、死亡時の遺留分算定の対象財産となる)

→株式贈与を受けた後継者が元弱長れが元弱長るほど、他の相続人の遺留分権が増えてしまう。
対立する相続人がいる場合等は、贈与でなく売買も視野に入れる。

【改正】

改正民法で、特別受益に該当する生前贈与等につき、遺留分までの期間対象を10年前の日までに限定することに改正。従前は、過去の期間を問わなかった。
なお、2019年7月1日より施行。

まとめ

1. 事業承継は、親子だけの問題ではない
事業の承継・発展のためであること
早期準備が一番
事業承継の失敗は会社の致命傷
2. 人(経営)・資産・知的資産の3つの承継のバランスが大事
3. 事業承継計画は、経営計画書に反映させる
経営計画発表会の開催・宣言
4. 特例事業承継税制の検討にあたっては、周至な準備が必要
 - ① 先代経営者が「贈与時」に代表者でないこと
→ 後継者にいつ贈与するか
 - ② 後継者は役員就任後3年経過してからの贈与であること
 - ③ 先代経営者から後継者の贈与は複数年でなく一括贈与要件が求められる
 - ④ 先代経営者の配偶者からの贈与も可能

円満な相続対策

1. 先代経営者・配偶者の相続財産一覧表の作成
2. 自社株・事業用財産を後継者とした場合に、自宅・他の不動産・金融資産・債務を他の相続人に、どうバランスよく分けるか
3. 相続財産のバランスと相続税の納税資金の確保
4. 遺言書・・・遺留分対策
5. 生前株式贈与計画(後継者)
特例承継計画の作成
贈与税の特例納税猶予の適用時期
6. 生前贈与対策(他の相続人)
金銭・保険
7. 生命保険の加入



ひょうご税理士法人グループについて(円満相続支援)

◆面倒な相続のお手続きを全てワンストップで対応しております



○相続税の申告業務

通常の事務所



月 0 件
年 1 件

ひょうごグループ



累計 1600 件超
年 90 件超



○税務調査の実績

通常の事務所



税務調査 25%
追徴課税 82%

ひょうごグループ



税務調査 2%



○相続手続・遺言に関する業務

通常の事務所



月 0 件
年 2~3 件

ひょうごグループ



相続手続: 年 91 件
遺言書: 年 43 件

安心で価値のある遺産相続のお手伝いをします

医者にも専門分野があるように、税理士にも相続・不動産に強い税理士とそうでない税理士がいます。

高度な知識、豊富な経験を要求される相続については、どの税理士に依頼するかにより、その効果に非常に大きな差が生じます。

相続税・不動産実務に精通しているひょうご税理士法人では年間100件以上、通算1,600件超の相続税申告を行っております。

圧倒的なノウハウをもとに、誠意を込めて納得していただける相続のお手伝いをさせていただきます。

事務所案内 Office Profile

事務所名 ひょうご税理士法人／まどか行政書士法人／妹尾公認会計士事務所／(株)ベストパートナーズ

企業(設立) 平成元年8月

年商 4億4,700万円(グループ全体の平成29年度実績)

従業員数 52名(男性15名・女性37名)
うち公認会計士1名・税理士5名・行政書士3名

所在地 塚口本店
〒661-0012 兵庫県尼崎市南塚口町2丁目6番27号
TEL 06-6429-1301 / FAX 06-6429-2150

川西支店
〒666-0021 兵庫県川西市栄根2丁目6番37号
TEL 072-767-7770 / FAX 072-767-7754

塚口支店
〒661-0012 兵庫県尼崎市南塚口町2丁目12番18号 塚口若松ビル502
TEL 06-6940-6421 / FAX 06-6940-6422

